

市第71号議案

斎場の指定管理者の指定

次のように斎場の指定管理者を指定する。

令和6年12月6日提出

横浜市長 山中竹春

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市久保山斎場	中区山下町1番地	清光社・宮本工業所共同事業体 代表者 株式会社清光社 代表取締役社長 鈴木 真	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

提 案 理 由

横浜市久保山斎場の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

清光社・宮本工業所共同事業体の構成員

- 1 中区山下町 1 番地

株式会社清光社

代表取締役社長 鈴木 真

- 2 富山県富山市奥田新町 12 番 3 号

株式会社宮本工業所

代表取締役社長 宮本 芳 樹

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）